

東郷町建設工事等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、あいち電子自治体推進協議会が運用するあいち電子調達共同システム（CALS／EC）を利用した入札を行うための事務の取扱いについて、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規程（あいち電子自治体推進協議会平成18年9月6日議決）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 東郷町が実施する建設工事等の入札に関する事務手続をインターネット等の情報通信技術を利用して行うシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して行う入札及び開札の手続をいう。
- (3) 紙入札 電子入札システムを利用せずに、書面により行う入札の手続をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、電子入札で行うものとして東郷町指名業者等選定審査委員会が決定した建設工事等の入札案件に適用する。

2 電子入札の対象案件については、入札公告又は指名通知に電子入札の対象案件である旨を明示するものとする。

(電子入札システムの利用)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、東郷町工事等競争入札参加資格者名簿に登載され、ICカードを取得し、及び電子入札システムに利用者登録を行ったものとする。

(ICカードの名義人)

第5条 電子入札に使用するICカードの名義人は、東郷町工事等競争入札参加資格者名簿に登載された入札参加者の代表者（以下「代表者」という。）とする。

ただし、代表者から入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は受任者とする。

2 代表者又は受任者は、ICカードの名義人の変更等の事由が発生した場合は、速やかにICカードの失効申請を行うとともに、必要に応じて再取得の手続を行うものとする。

3 失効したICカードでの電子入札の参加は認めないものとする。

4 入札参加者が特定の入札案件について構成される共同企業体の場合は、代表構成員の代表者の名義のICカードで特定共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

（提出の日時）

第6条 電子入札において、参加申請書、入札書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。

（参加申請書等の提出）

第7条 入札参加者は、参加申請書の受付期間に、必要な事項を入力し電子署名を付した上で、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 入札参加者は、総務財政課長から別途指示がある場合を除き、競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を、電子入札システムの添付機能を利用し電子ファイルで提出するものとする。この場合において、提出する電子ファイルは、次のアプリケーションソフト及びファイル形式で作成及び保存されたものであって、電子ファイルの容量が1MB以内のものとしなければならない。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Word文書（Word2007形式以上）
Microsoft Excel	Excelブック形式（Excel2003形式以上）
その他	PDF（Acrobat9以上） 画像ファイル（JPEG、TIFF又はGIF形式）

圧縮ファイル（Lzh、Zip形式、ただし、自己解凍形式（EXE形式）は認めない。）

- 3 前項の資料の添付をする場合において、当該電子ファイルは、ウイルス対策用のアプリケーションソフトの導入及び最新のパターンファイルの適用をした上で作成し、並びに添付する電子ファイルのウイルス対策用アプリケーションソフトによるチェックを行ったものとしなければならない。
- 4 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は、郵送又は持参により紙媒体で提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- 5 入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、参加申請書等受付締切日時までに総務財政課長に電話で再提出の申入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。

（入札書の提出）

第8条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札システムにより提出しなければならない。

- 2 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知等に記載された日時とする。
- 3 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、総務財政課長が指定するものとする。この場合において、第10条に規定する紙入札による入札参加者は、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。

（工事費内訳書の提出）

第9条 入札参加者は、工事費内訳書の提出が必要な案件について、総務財政課長が指定する様式の電子ファイルにより、入札書提出時に電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。この場合において、提出する電子ファイルは、第7条第2項に準じたものとしなければならない。

- 2 工事費内訳書の再提出は、認めないものとする。
- 3 工事費内訳書の電子ファイルに係るウイルス対策については、第7条第3項に準ずるものとする。

(紙入札への変更)

第10条 紙入札を希望する者は、受付締切日時（指名競争入札の場合にあっては、入札書受付開始日の前日）までに紙入札参加承認願（様式第1）を総務財政課長に提出するものとする。ただし、指名通知であらかじめ紙入札を認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく、紙入札による手続ができるものとする。

2 総務財政課長は、前項の紙入札参加承認願が提出されたときは、その内容を審査し、入札の手続の進行に支障を生じない場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札を認めるものとする。

- (1) ICカードの登録内容の変更のため、再取得の手続中の場合
- (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認める場合

3 総務財政課長は、前項の審査の結果について、紙入札審査結果通知書（様式第2）により、当該紙による入札を希望した者に通知するものとする。

4 第2項の規定により、紙による入札書の提出が認められた者は、次の各号に定める方法で入札書の提出を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

- (1) 使用する印鑑

契約の締結に使用する代表者の印鑑とする。

- (2) 入札書

紙入札書（様式第3）に必要事項を記入及び押印をし、封筒の様式（様式第4）のとおり作成した入札書封入用の封筒の中に封かんの上、提出する。

- (3) 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要する案件については、紙入札書と共に紙媒体の工事費内訳書を提出する。

(電子入札の辞退)

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札

参加申込書を提出し、承認を得た者は、紙媒体による入札辞退届（様式第5）を入札書受付締切日時までに提出することにより入札を辞退することができるものとする。

（開札）

第12条 総務財政課長は、開札予定日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がある場合は、紙入札書を電子入札システムに入力した後に開札を行うものとする。

2 入札者は、総務財政課長の承認を得て開札に立ち会うことができるものとする。

3 総務財政課長は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 総務財政課長は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじにより、落札者又は落札候補者を決定するものとする。この場合において、入札者からのくじ番号の入力又は記載がない場合は、総務財政課長が入札書の到着順に、電子入札サブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定するものとする。

（入札の無効）

第13条 電子入札において、次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (3) ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (4) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (5) 特定共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札
- (6) 特定共同企業体において、特定共同企業体名のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
- (7) 工事費内訳書の提出が必要な案件において、工事費内訳書の提出のない入札又は不備のある工事費内訳書を提出した入札

（障害発生時の対応）

第14条 総務財政課長は、電子入札に使用する電子機器の障害、広域停電等のた

めに、電子入札サブシステムの使用ができなくなったときは、次の各号に定める場合に応じてそれぞれ当該各号に定める方法により対応するものとする。

- (1) 復旧の見込みがある短時間の障害で、電子入札の確実な実施が見込める場合
必要に応じて、入札又は開札の延期を決定し、その内容を入札参加者及び入札者に連絡する。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合
紙入札に変更することを決定し、入札参加者及び入札者に電話等の確実な方法でその旨及び入札方法等の必要事項を連絡する。この場合において、既に送受信が完了した書類の提出又は受領については、有効なものとし、既に送信された入札書については、無効とする。

(優先順位)

第15条 この要領の規定は、電子入札において東郷町入札参加者心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は東郷町入札参加者心得書の規定によるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第10条第1項関係）

年 月 日

東郷町長 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者氏名）

紙入札参加承認願

下記の案件について、電子入札サブシステムを利用して入札参加ができないことから、紙入札での参加を承認してください。

記

- 1 工事（業務）名（路線名を含む）
- 2 工事（業務）場所
- 3 電子入札による参加ができない理由（該当する理由にチェックをしてください。）
 - ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中でため。
 - ICカードの破損等のため、再取得の途中でため。
 - その他 理由（)

様式第2（第10条第3項関係）

年 月 日

殿

東郷町長

紙入札審査結果通知書

年 月 日付けで承認願いを提出された下記の案件について、審査結果を通知します。

記

- 1 工事（業務）名（路線名を含む）
- 2 工事（業務）場所
- 3 審査結果
紙入札での参加を（承認する・承認しない）
- 4 承認する場合の入札書提出場所
- 5 承認しない場合の理由

紙 入 札 書

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

印

下記のとおり入札します。

記

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、次の件名の代金

1 工事（業務）名

2 路線等の名称

3 工事（業務）場所

4 くじ番号（3桁までの数字を記入すること。）

--	--	--

（注）1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

3 金額の数字はアラビア文字を用い、頭に金を記入のこと。

4 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の税抜き金額を記載すること。

様式第4（第10条第4項関係）

封筒の様式

（表）

	殿
工事（業務）名	_____
路線等の名称	_____
工事（業務）場所	_____
入札書 在中	

（裏）

	住所	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
印		印
		印

様式第5（第11条関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

東郷町長 殿

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

印

下記の案件について、入札を辞退します。

記

- 1 工事（業務）名
- 2 路線等の名称
- 3 工事（業務）場所
- 4 辞退理由

- （注）
- 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
 - 2 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。